

職業紹介事業 返戻金制度について

返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が入社後 3 ヶ月以内に「本人の都合による退職」

又は「本人の責めに基づく解雇」により雇用契約を終了した場合、受領した紹介

手数料から下記に定める金額を返還する事とする。

① 入社後 30 日以内に雇用契約が終了した場合 紹介手数料の 80%返還

② 入社後 90 日以内に雇用契約が終了した場合 紹介手数料の 50%返還

ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を

求職者として紹介する場合は、返戻金制度は適用しない。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別途定める場合がある。

株式会社大安

代表取締役 川砂久美子

有料職業紹介許可番号 40-ユ-301189